**“八王子”で創業してみませんか？**

**産業競争力強化法の規定に基づき八王子市が認定する**

**特定創業支援事業者**

**☆認定をうけることによるメリット☆**

**①株式会社設立にかかる**

**登録免許税の軽減（半額）！**

**②創業関連保証枠（無担保・第３者保証人なし）が１，０００万円から**

**１，５００万円に拡充！**

**③創業関連保証の特例が事業開始**

**６か月前から対象に！**

まずは「起業家応援プロジェクト」事務局までご相談ください！

八王子市明神町2-27-6 たましんブルームセンター

（TEL:042-639-1009）担当：仕舘、小野

※１特定創業支援事業とは？

「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」の４つの知識をすべて習得できるように認定された継続創業支援（起業サポート）です。

＊１　産業競争力強化法第１１３条第１項の規定に基づき、国からの認定を受けた創業支援事業計画において、創業者が「経営」「財務」「人材育成」「販売の方法」の４つの知識をすべて習得できるよう支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に実施されるもの。